

# 平成30年度震災復興発信映像制作業務 プロポーザル実施要項

標記業務委託について公募型プロポーザル方式の手続きを実施するので、次のとおり参加者を募集します。

## 1 業務概要

### (1) 業務名

平成30年度震災復興発信映像制作業務委託

### (2) 目的及び概要

平成28年熊本地震の記憶の風化が懸念される中、本市における震災の被害や復旧・復興に向けた取組の状況についてまとめた映像を作成し、今なお、震災に向き合い、力強く復興している本市の姿を市内外へ発信することで、震災の記憶を永く後世に伝えていく。

※ 詳細は、「別紙1 平成30年度震災復興発信映像制作業務 基本仕様書」を参照のこと。

### (3) 履行場所

熊本市中央区手取本町1番1号 外

### (4) 履行期間

契約締結の日から平成30年10月19日（金）まで

### (5) 提案上限額

2,568,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 提案内容に関わらず、この上限額を越える提案は無効とする。

## 2 担当部局

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所本庁舎4階

熊本市 政策局 復興総室

電話：096-328-2971（直通）

## 3 選定スケジュール

実施公告	平成30年4月16日（月）
参加表明書、基本仕様書等交付期間	平成30年4月16日（月） ～平成30年4月27日（金）
参加表明書の提出期限	平成30年4月27日（金）
参加資格審査結果通知	平成30年5月2日（水）予定
質問書提出期限	平成30年5月11日（金）

質問書回答期限	平成30年5月15日（火）
企画提案書の提出期限	平成30年5月18日（金）
ヒアリング審査	平成30年5月28日（月）予定
選定結果通知	平成30年5月下旬発送予定
契約締結	平成30年6月上旬予定

※ ただし、参加表明書提出者数により、スケジュールを変更する可能性がある。

#### 4 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。  
さらに、業種として、第1分類「広報・広告業務」・第2分類「映画・ビデオ製作」業務での登録をしていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 熊本市内に本店又は営業所等を有する者であること。
- (9) 国、地方公共団体、民間企業又は団体等から直接受注した業務として、平成25年度以降に履行が完了した、撮影を含む15分以上の映像制作に関する業務委託の実績を有すること（参加表明書等提出日までに業務が完了したものに限る）。

#### 5 申請手続等

- (1) 参加表明書、基本仕様書等の交付期間及び方法  
平成30年4月16日（月）から平成30年4月27日（金）まで  
熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する  
（担当部局での配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。

郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

なお、基本仕様書等については、平成30年5月18日（金）までの間、2の担当部局において閲覧に供する。

## (2) 参加手続き等

本件プロポーザル参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類を提出し、参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

### ア 提出書類及び提出方法

持参により提出すること。

(ア) 参加表明書（様式第1号）

(イ) 参加資格審査調書（様式第2号）

(ウ) プロポーザル参加者の同種業務の実績（様式第3号）

（同種業務の実績については、参加表明書等提出日までに履行が完了したものに限る。）

(エ) 同種業務の実績を証する契約書等の写し（必須）

なお、これだけでは同種業務の実績を有することが判断できない場合は、他の判断できる資料（仕様書等の設計図書又は発注者の証明等）で併せて補完すること。

### イ 提出期限

平成30年4月27日（金）午後5時まで

### ウ 提出部数

1部とする。

### エ 提出先

2の担当部局

### オ 留意事項

(ア) 様式については、参加表明書等提出日時点において記載すること。

(イ) ア(エ)の書面が添付されていない場合は、当該実績を有しているとは認めない。また、ア(エ)により提出された書類では、同種業務の実績を有することが判断できない場合も実績を有しているとは認めない。

## (3) 参加資格の確認

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

## 6 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7

日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して2日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 7 説明会

説明会等は実施しない。

## 8 基本仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。

### ア 提出方法

質問書（様式第5号）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

### イ 提出期間

平成30年4月16日（月）から平成30年5月11日（金）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

### ウ 提出先

2の担当部局

ファックス：096-324-1713

メールアドレス：[fukkou@city.kumamoto.lg.jp](mailto:fukkou@city.kumamoto.lg.jp)

- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

### ア 閲覧期間

平成30年5月15日（火）までに開始し、平成30年5月28日（月）までとする。

### イ 閲覧場所

2の担当部局

## 9 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者である場合は、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。この場合においては、必要に応じて当該案件に係る参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

## 10 提案書等の提出について

5(3)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、

提案書等を提出するものとする。

(1) 提出書類及び提出方法

持参により提出すること。

ア 提案書等の提出書類の内容及び提出部数

「別紙2 提案書等作成要領」を確認の上、提出すること。提出書類の規格はA4版左とじ・横書き・片面とする。A4サイズより大きな書類がある場合はA4サイズに折り込むこと。

イ 提出期限

平成30年5月18日（金）午後5時まで

ウ 提出先

2の担当部局

## 1.1 提案書等のヒアリングの実施

(1) 実施日時

平成30年5月28日（月）予定（参加者数により変更の可能性有り）

(2) 実施場所

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市役所 本庁舎 4階モニター室

時間については、別途指示するもの。

(3) 実施方法 対面による質疑応答形式

(4) 提案書に関するヒアリングは、以下に定めるほか、「別紙3 平成30年度震災復興発信映像制作業務受託候補者審査会 審査基準」に沿って実施する。

(5) 出席者は、2名以内とする。

(6) ヒアリングは、非公開とする。

(7) ヒアリング時間は、25分以内を予定する（最初15分以内で参加者による説明の後、審査会委員による質疑を10分以内で行う。なお、「別紙2 提案書等作成要領」2(5)に記載する同種業務の実績に係る制作物の上映については、参加者による説明時間内に行うものとする。）。

(8) ヒアリングの説明に際しては、提出した提案書等のみを使用することとし、ヒアリング時の追加資料は受理しない。ただし、「別紙2 提案書等作成要領」2(5)に記載するヒアリング時に上映する同種業務の実績に係る制作物については、この限りではない。

(9) ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、当該プロポーザルは無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度市長が指示した日時においてヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、当該プロポーザル参加者の審査項目については、全て0

点として取り扱うものとする。

(10) 結果については、参加者に対して郵送により通知する。

## 1 2 審査の方法等

### (1) 審査の基準

「別紙3 平成30年度震災復興発信映像制作業務受託候補者審査会 審査基準」によるものとする。

### (2) 審査の方法

提案書等及びヒアリングを基に審査し、最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。

ただし、複数の提案者が同点の場合には、審査項目のうち、「提案内容」の合計点数が高い者を上位とする。「提案内容」の合計点数も同じ場合は、くじにより決定する。

## 1 3 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、熊本市ホームページにより公表を行うものとする。

## 1 4 契約候補者として決定されなかった者に対する理由の説明

(1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 1 5 その他の留意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

### (2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去2年間の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、発注者が本市である場合は、契約書の写しでも可。）を提出したとき。

- (3) 契約書（案）  
熊本市ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。
- (4) 参加表明書等に関する事項
- ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。
- イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出（並びにヒアリング）に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された参加表明書及び提案書等は返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の規定により、開示する場合がある。
- エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。
- オ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
- キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
- (5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が、参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する参加資格確認の通知を、理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。
- (6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が4に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (7) 申請書等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること。（消えるボールペンは不可）